

# 福岡県公報

平成十九年十一月十四日  
第二千七百五十一号  
増刊 ①

## 目次

再掲

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

(出納事務局出納総務課) …………… 一

## 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第二千百号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年十月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示(昭和三十九年四月福岡県告示第二千二百二十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

朝羽高等学校

を

朝羽高等学校  
朝倉光陽高等学校

に改める。

附則

この告示は、平成十九年十一月一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）